

参考資料

令和8年第3回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その3）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その3)

議案第 73 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	1
----------	--------------------------------	---



<議案第73号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例>

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第5（第14条関係） 教員特殊業務手当額表			別表第5（第14条関係） 教員特殊業務手当額表		
業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）	業務	区分	手当の額（業務に従事した日1日につき）
(略)			(略)		
第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき。	<u>3,600円</u>	第14条第1項第4号に掲げる業務	1 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき。	<u>3,900円</u>
	2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき。			2 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき。	
	3 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未満</u> であるとき。	<u>1,800円</u>		3 全日週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未満</u> であるとき。	<u>2,600円</u>
	4 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未満</u> であるとき。			4 半日勤務日において、正規の勤務時間を除き、従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未満</u> であるとき。	

(略)

(略)

令和8年第3回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その3）

---

令和8年5月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-26-65

